

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第11号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成24年11月30日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 24 年 11 月 16 日（金）

3. 監査対象の課等

建設経済部環境美化センター

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 24 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

環境美化の推進、環境施策の企画及び総合調整、公害防止対策、自然保護、ごみ及びし尿の収集処理、環境美化センターの維持整備及び管理運営に關すること等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的におおむね適正に処理されているものと認められた。

[意見]

ごみ処理広域化事業も大詰めを迎えているが、他市町との連携を大切にしつつ、主張するべき点は主張し、町としての確固たる意見を持って同事業に臨まれない。

また、新たな分別収集が始まり、戸惑っている町民もいると思われるが、今回の分別収集がどのような効果をもたらすかをわかりやすく町民に説明し、より理解が得られるような工夫をされたい。